

講演会

「震災がれきは大丈夫？」



講師 中川 恵一 先生

東京大学医学部附属病院緩和ケア診療部長(放射線科准教授)。「世界一受けたい授業」(日本テレビ系列)出演や、毎日新聞連載「Dr.中川のがんの時代を暮らす」など、各メディアで幅広く活躍中。厚生労働省がん対策推進協議会委員。

がん緩和ケア診療の第一人者で、放射線治療に携わる立場から、放射線や震災がれきについてわかりやすくご講演いただきます。

昨年3月に発生した東日本大震災により起こった原発事故で、国民が大きな関心を寄せるようになった放射線。放射線とはいったい何なのか、放射線が体に及ぼす影響、そして全国の自治体で受け入れが検討されている震災がれきの問題について武雄市の市政アドバイザーで東京大学医学部附属病院の中川恵一先生にわかりやすくご講演いただきます。

●5月26日(土) 武雄市文化会館小ホール
開場18時30分 / 講演19時~20時30分

●5月27日(日) 朝日小学校体育館
開場9時30分 / 講演10時~11時30分

※入場無料 どなたでも参加できます

問 杵藤地区広域市町村圏組合 ☎(23)5142
被災者支援課 ☎(23)9122

自家用広告物の掲出には 原則許可が必要です

平成22年4月に佐賀県屋外広告物条例が改正され、これまで許可を受ける必要がなかった自家用広告物も、原則許可を受けることが必要となりました。(経過措置として3年間の猶予期間が設けられていますが残りが一年を切りました。条例改正より前に設置されている自家用広告物は、平成25年3月末までに許可申請を行ってください。)

※自家用広告物とは…自己の敷地内又は、敷地内建物等に
掲示する屋外広告物

許可区域について

市内すべてが、禁止区域、第1種許可区域及び第2種許可区域に分類され、掲示できる面積の限度(許可基準)が定められています。事業所の所在地により区域が決定します。

許可基準について

敷地内に設置されているすべての広告物の表示面積の合計で判断します。



◆許可を受けずに表示できる表示面積(適用除外)

禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
表示面積の合計は、5㎡以内とする。	①表示面積の合計は、10㎡以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、20㎡以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。



(例)表示面積の合計=A+B+C+D+E

◆敷地内に表示できる面積の上限(許可基準)

禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
①表示面積の合計は、20㎡以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、100㎡又は建築物の延べ床面積の1/10のうちいずれか大きい方の面積以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、150㎡又は建築物の延べ床面積の15/100のうちいずれか大きい方の面積以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。

※一般広告物(自己の敷地以外で、道路周辺等に掲示する屋外広告物)は、別の基準等が定められていますので、お問い合わせください。

問 まちづくり部 都市計画課
☎(23)9418



担当：森